

JIS

ルームエアコンディショナ

JIS C 9612 : 2013

(JEMA)

平成 25 年 4 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	株式会社東芝
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊 田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜 七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島 田 敏 男	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	鈴 木 篤	一般社団法人日本電球工業会（日立アプライアンス株式会社）
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田 中 智	一般社団法人日本電機工業会
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	中 根 育 朗	一般社団法人電池工業会
	原 田 真 昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前 田 育 男	IEC/ACOS 専門委員（IDEC 株式会社）
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 39.3.1 改正：平成 25.4.22

官 報 公 示：平成 25.4.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

（〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 定格電圧及び定格周波数	4
6 運転性能	4
6.1 冷媒漏れ	4
6.2 冷房能力	4
6.3 冷房消費電力	4
6.4 暖房能力	4
6.5 暖房消費電力	4
6.6 電熱装置の消費電力	5
6.7 冷房過負荷性能	5
6.8 冷房低温性能及び氷結通風妨害	5
6.9 氷結滴下性能	5
6.10 凝縮水処理及び露付き	5
6.11 暖房過負荷性能	5
6.12 自動除霜性能	5
6.13 騒音	5
6.14 通年エネルギー消費効率	5
7 安全性能	6
7.1 温度	6
7.2 絶縁抵抗	6
7.3 耐電圧	6
7.4 始動電流	6
7.5 注水絶縁性能	7
7.6 異常	7
7.7 構造	7
7.8 雑音の強さ	14
7.9 材料	15
8 試験	16
8.1 運転性能の試験	16
8.2 安全性能の試験	18
9 検査	20

	ページ
9.1 形式検査	20
9.2 受渡検査	21
10 製品の呼び方	21
11 表示	22
11.1 製品表示	22
11.2 包装表示	22
11.3 使用上の注意事項	23
12 再資源化への配慮事項	24
附属書 A (規定) ルームエアコンディショナ (タイプ B)	27
附属書 B (規定) ルームエアコンディショナの期間エネルギー消費効率算定のための 試験及び算出方法	31
附属書 C (参考) 一般住宅での冷暖房期間における消費電力量の簡易算出方法	58
附属書 D (参考) 冷房又は暖房負荷の簡易計算手法を用いた一般住宅での ルームエアコンの選定方法	60
附属書 E (規定) マルチ形ルームエアコンディショナ (タイプ A)	64
附属書 F (規定) マルチ形ルームエアコンディショナ (タイプ B)	69
解 説	73

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 9612:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 25 年 10 月 31 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS C 9612:2005** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

ルームエアコンディショナ

Room air conditioners

序文

この規格は、1964年に制定され、その後10回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2005年に行われたが、その後、エネルギー効率の評価方法の見直しなどに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除じん（塵）を行う次のルームエアコンディショナ（以下、ルームエアコンという。）について規定する。ルームエアコンには暖房を兼ねるものを含む。

- a) 圧縮式冷凍機、送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で、定格冷房能力が10 kW以下のルームエアコン。
- b) 圧縮式冷凍機、送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で、一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10 kW以下のルームエアコン。
- c) 圧縮式冷凍機、送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で、一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28 kW以下のルームエアコン（以下、マルチ形ルームエアコンディショナという。）。

なお、マルチ形ルームエアコンディショナ固有の事項を、附属書 E 及び附属書 F に規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 8615-1:2013 エアコンディショナー第1部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験法

JIS C 3306 ビニルコード

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部：一般要求事項

JIS C 9335-2-40 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-40部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

JIS C 9815-1 エアコンディショナ及び空気熱源ヒートポンプの定格音響パワーレベル—第1部：直吹き形室外機

JIS C 9815-2 エアコンディショナ及び空気熱源ヒートポンプの定格音響パワーレベル—第2部：直吹